

非営利組織体の会計

～介護施設を例として（第1年度：中間報告）

大 原 昌 明（北星学園大学）
 飯 野 幸 江（小樽短期大学）
 川 島 和 浩（苫小牧駒澤大学）
 石 津 寿 恵（北星学園大学）

はじめに

- I. 介護施設をめぐる内容整理
- II. 地方公共団体による介護施設と会計制度（川島和浩）
- III. 社会福祉法人による介護施設と会計制度（大原昌明）
- IV. 医療法人による介護施設と会計制度（飯野幸江）
- V. 株式会社等による介護施設と会計制度（石津寿恵）

おわりに：現状と課題

はじめに

従来、非営利組織体の会計は、外部報告というよりは予算管理などのように、内部管理目的で行われる側面が強かった。しかし近年、パブリック・セクター、プライベート・セクターを問わず、非営利組織体に企業会計思考を導入する傾向があり、今後もますますその傾向が強まるものと考えられる。

一方、非営利組織体の決算書類を中心とする会計情報の開示に目を転じれば、これまでには、主務官庁への決算書類の提出は行われているものの、必ずしも広く一般に知らせるという意味合いがなかったか、あるいは薄かったように思われる。しかしこれについても、情報公開法の成立などによって、その活動について説明する責務が強調されてきている。

このような傾向の中で、非営利組織体の会計を考察する場合、二つの側面から考察できる。一つは、企業会計思考の導入にかかる側面である。ここでは、企業会計思考の意味内容の整理、企業会計思考と非営利組織体の会計思考との調和化の方向性などが課題となる。そして、二つ目は、情報利用者への会計情報の公開にかかる側面である。ここではとくに、非営利組織体間における会計情報の統合の是非を含めたその可能性や、開示すべき情報内容などが課題として考えられる。

本スタディ・グループは、非営利組織体の会計情報の公開にかかる側面を考察しようとす

るものである。しかし、非営利組織体は広範であるため、われわれはその中から老人介護施設（以下、介護施設）、とりわけ入所型施設の設置主体に関連する会計に焦点を絞ることとした。介護施設は、以下に見るように、営利非営利を問わず様々な設置主体が同一のサービスを提供するものであるため、会計情報の方向性を検討するにあたって格好の分野と考えられるからである。また、主な会計情報利用者として介護施設利用者とその家族（以下、施設利用者等）を想定した。

介護施設は、現在、パブリック・セクターである地方公共団体、プライベート・セクターである社会福祉法人や医療法人、あるいは株式会社等が設置主体となって経営されている。施設で提供される介護サービスの種類は区別されるが、介護施設の利用者にとって、いかなるサービスであれ、期待する介護サービスの質に違いはない。介護保険法の施行（2000年4月）を契機に、介護施設の利用が原則的に措置制度から利用契約制度に変更された現在、施設利用者等にとって、期待するサービスをどの施設で受けるかという選択は重要な関心事である。またさらに、介護の問題は一過性の問題というよりは、場合によっては終の棲家を選択する重要な問題にもつながる。施設利用者等は、ゴーイング・コンサーンの観点から介護施設を吟味し意思決定することが必要になるだろうし、その際に利用する情報の一つとして、会計情報の有用性が増すように思われる。

本スタディ・グループは、第1年度で、設置主体それぞれの会計制度を考察することを通して、介護施設をめぐる会計の現状と課題を整理する。ここでは比較検討の必要上、非営利組織体が設置する介護施設だけを扱うのではなく、非営利組織体以外の組織体（株式会社等）が経営する施設をも対象にする。それを受け、第2年度では、入手可能な会計情報（決算書や施設案内）の検討、設置主体へのヒアリングなどによって施設利用者等の観点からの介護施設の会計情報のあり方を提言する予定である。この意味で、この研究は、いわゆる制度的な検討を中心としたものである。

I 介護施設をめぐる内容整理

1. 代表的な介護施設

一般的な日本語としての介護が『広辞苑』に現れたのは1983年の第3版であり、資格試験の名称として介護福祉士が誕生したのは1987年である。

介護とは、一般的には「病人などを介抱し看護すること」（『広辞苑』）と解されるが、専門用語としては、たとえば『新版社会福祉用語辞典』では「身体的・精神的障害のために日常生活に支障がある場合に、日常生活行動の介助や身の回りの世話をすること」（p.43）と定義される。両者に見られるように、介護という言葉から受けるイメージは、医療・看護に重点を置いたものと、福祉・保護に重点を置いたものとに分かれる。この問題は、看護と介護の定義をめぐる

問題として今なお明確にはなっていない。しかしここで想定する介護は、老人を対象とした福祉、医療、保健の複合的な援助や支援の形態としての介護であり、ことさらにどちらかに重点を置いたものではない。

さて、一般的に介護施設には、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）、グループホーム（痴呆対応型共同生活援助施設）、介護老人保健施設、療養型医療施設、有料老人ホームなどがある。これらは、それぞれ固有の目的をもって設立された施設であり、その概要を示せば表「主な老人介護施設」のようになる。これらの中でも本研究が対象にした介護施設は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、療養型医療施設、有料老人ホームである。

2. 各介護施設の概要

①特別養護老人ホーム

社会福祉法上、特別養護老人ホームを経営する事業は第1種社会福祉事業とされ（第2条2項3）、老人福祉法の規定（第15条）に従って、特別養護老人ホームは地方公共団体または社会福祉法人が設置できる老人福祉施設の一つである。介護保険法の下においては、指定介護老人福祉施設と呼ばれる。

その設置経営実態は、社会福祉法人が設置・経営している特別養護老人ホーム、地方公共団体（とくに市町村）が設置し経営しているもの、そして地方公共団体が設置し社会福祉法人に経営を委託しているものなどがある。

②介護老人保健施設

もともと老人保健施設は、1982（昭和57）年に成立した老人保健法の中で規定され、1986（昭和61）年に制度化された施設である。しかし介護保険法の下で老人保健施設は介護老人保健施設として位置付けられるようになった。介護老人保健施設は地方公共団体、医療法人、社会福祉法人等によって開設される。

その設置経営実態は、市町村設置経営、医療法人設置経営、社会福祉法人設置経営を中心としながら、市町村設置・社会福祉法人経営、社団財團設置・経営などの形態も見られる。

③療養型医療施設

療養型医療施設は医療法第7条第2項に列挙されている病床（精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床）の一つである療養病床を有する病院・診療所に設置された施設であって、介護保険法上の要件を満たした場合、介護療養型医療施設となる。

その設置経営は医療法人が圧倒的に多い。

④有料老人ホーム

有料老人ホームは、それ自体は、常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設でないものをいう（老

人福祉法第29条)と定められている。この有料老人ホームが、法的に介護施設として位置付けられるのは、介護保険法第7条16において特定施設(特定施設入所者生活介護施設)として指定された場合である。

有料老人ホームは、老人福祉施設の場合と異なり、都道府県知事への届出により設置できる。その設置経営実態は、株式会社、社団・財団・日赤、社会福祉法人など様々である。

II 地方公共団体による介護施設と会計制度

1. 地方公共団体が設置できる介護施設

地方公共団体は、地域住民の多種多様な要請に応じて、教育、社会福祉、土木、消防などの一般的な行政活動を行うとともに、水の供給、公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理などを通じて地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業活動も展開している。地方公共団体が運営する事業(企業)活動には、水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業などがあり、地方公営企業として展開されている。この地方公営企業では、1952(昭和27)年に制定された「地方公営企業法」によって、その組織、財務、職員の身分取り扱い等について一般行政とは異なった仕組みを適用することが可能となり、経済性を追求しながらも基本的には公共の福祉を目指すという経営の基本原則が確立された。しかしながら、地方公営企業を取り巻く経営環境は、地域住民ニーズの質の高まりや多様化、社会経済情勢の変化等により、事業活動によっては多額の累積欠損金を抱える厳しい現実に直面している(地方公営企業制度研究会編、1997、pp.1-4)。

地方公共団体が地域住民に提供する社会福祉サービスの方法は、2000(平成12)年4月に導入された介護保険制度によって、従来の「措置制度」から「契約制度」への転換が図られ、介護保険財政の経理を明確化するために「介護保険特別会計」が新設されることとなった。現在、地方公共団体が設置できる介護施設には、介護保険制度下で指定されている①介護老人福祉施設(老人福祉法第20条第5項で規定する特別養護老人ホーム)、②介護老人保健施設、および③介護療養型医療施設のような3種類の施設や、養護老人ホーム、経費老人ホームA型(食事有)、経費老人ホームB型(食事無)、ケアハウスのような介護保険の対象外となる各種サービスを高齢者に提供する施設などがある。介護保険制度の導入以降、地方公共団体が事業運営をする施設としては、養護老人ホームが主要なものとなっている(表「主な老人介護施設」を参照)。

2. 地方公共団体の予算・決算に影響を与える会計規制

地方公共団体における現行の会計制度は、1963(昭和38)年改正の地方自治法第2編第9章「財務」において規定されており、予算を中心とした報告と開示制度に特徴がある。現行制度では、決算とは歳入歳出予算についてこれを調整することと規定されているため(地方自治法施行令第166条第1項)、決算は議会の議決を経て執行された予算の結果の公開となり、歳入歳

出というフロー情報中心の決算書が作成される。具体的には、「歳入歳出決算書」と、添付書類として「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」「財産に関する調書」などである。

地方公共団体の予算制度では、その会計の形式や性質に応じて、例えば、一般会計予算、特別会計予算、公営企業会計予算などに区分されている。このうち、一般会計予算とは、地方公共団体の基本的な経理を中心にその歳入歳出を計上するものであり、一般に予算という場合はこの予算のことを指している。特別会計予算とは、地方公共団体が特定の事業を行う場合とか、特定の歳入をもって特定の歳出に充てる場合に設置される特別会計の予算のことを指している。この特別会計は、地方財政法や地方公営企業法の規定によって、また国民健康保険法のような特別法によって、さらに地方公共団体の条例によって、その設置が義務づけられている。公営企業会計予算とは、特別会計のうちでもとくに独立採算を原則とし、その経理も発生主義による複式簿記の方法を適用する公営企業会計の予算のことを指している（和田八束・野呂昭朗編、1992、p.33）。

このように、予算制度を採用する一般会計や特別会計においては、すべての収入を「歳入」として、すべての支出を「歳出」として、それぞれ一括して差引剰余金が計算・報告される。これに対して、公営企業会計においては、歳入および歳出を「収益的収支」と「資本的収支」の性質に応じて区分した予算に対する実績表示の決算報告書が作成される。具体的には、決算書類として、①決算報告書、②損益計算書、③剰余金計算書または欠損金計算書、④剰余金処分計算書または欠損金処理計算書、および⑤貸借対照表が作成され、添付書類として、①証書類、②事業報告書、③収益費用明細書、④固定資産明細書、および⑤企業債明細書が作成される。

以上のことから、地方公共団体の予算・決算に影響を与える会計規制は、地方自治法、地方財政法、そして地方公営企業法であり、それらが予算統制の枠組みを形成している。地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に大別されるが、これ以外に、地方公共団体の任意の条例設置を通じて、地方公営企業法の規定の全部または財務規定等を適用する企業（法第2条第3項、施行令第1条第2項）に対して公営企業会計が適用される。ただし、この場合には、完全に独立採算が可能な事業活動であること、あるいは不完全ながらもその経費の70～80%程度を料金等の経常的収入で賄える事業活動であることがその要件になっている。したがって、地方公共団体がこの法を適用する場合には、発生主義に基づく会計処理、管理者（または長）による出納決算事務処理への切り替え、すなわち地方自治法に基づく官公庁会計方式から企業会計方式への移行などが必要となる。さらに、帳簿整理の観点から、当該企業資産の再評価を行い、法の適用日現在における開始貸借対照表の作成が要請される（地方公営企業制度研究会編、1995、pp.142-145）。

3. 地方公共団体の決算書類の事例

地方公共団体が設置運営する介護施設について、ここでは、介護保険事業に関連して公営企業会計によって会計処理および報告がなされた事例として、北海道N町の老人総合福祉施設に関する予算・決算書類の概要を紹介する。現在、N町の福祉施設事業としては、①特別養護老人ホーム、②老人短期入所施設、③老人デイサービスセンター、④高齢者生活支援福祉センター（生活支援ハウス）、⑤高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣の5つが運営されている。

N町において注目すべきは、2002（平成14）年4月1日より、老人総合福祉施設事業を特別会計方式から公営企業会計方式へ転換させたことである。すなわち、介護保険制度の導入に伴い、事業活動を独立採算で経理することにしたのである。N町では、この会計方針の転換に際して、同年3月26日に条例第6号「N町老人総合福祉施設事業に地方公営企業法の規定の財務規定等を適用する条例」、規則第5号「N町老人総合福祉施設事業の財務に関する特例を定める規則」、条例第7号「N町老人総合福祉施設事業の設置に関する条例」、および規則第6号「N町老人総合福祉施設事業の設置に関する条例施行規則」を規定している。

このように、N町は、条例の改正を通じて、従来の「老人総合福祉施設事業歳入歳出決算書（特別会計方式）」において、平成12年度における歳入項目として、①サービス収入、②使用料および手数料、③繰入金、④繰越金および⑤諸収入を計上し、他方、歳出項目として、①総務費、②サービス事業費、③公債費、④予備費を計上すると同時に、新規の「老人総合福祉施設事業会計予算書（公営企業会計方式）」において、平成14年度における収益的収入と収益的支出、および資本的収入と資本的支出の区分計上を実施した。そのため、平成14年度における期首の予定開始貸借対照表と期末の予定貸借対照表が作成された。

4. 現状と課題

介護保険制度のもとでは、地方公共団体は保険者であり、被保険者に対してサービスを給付する責任を負うとともに、介護保険を基盤としつつ、地域の実情や住民のニーズに応じた独自の福祉政策を展開することが期待されている（東京市政調査会研究部、1999、p.1）。したがって、地方公共団体は、措置制度から契約制度への転換に伴って、行政または行政に委託された社会福祉法人などに限定されていた従来の介護サービスの提供事業者が徐々に多元化している現状を考慮して、介護施設の事業運営が適切になされているのかを含めて、サービスの利用者がどのような情報を入手したいと考えているのかを考慮する必要に迫られている。サービスの利用者は、公表される予算・決算書類を通じた会計情報の比較可能性が高まることで、サービス利用の選択に責任を持つことができる。

介護保険制度の導入に際して、地方公共団体には、介護保険財政自体の経理を明確化するために介護保険特別会計が単年度会計として設置されることとなった。特別会計における経理の方法は、現金主義、単式簿記であり、歳入歳出予算・決算書類が公表される。他方、公営企業

会計における経理の方法は、発生主義、複式簿記であり、独立採算の観点から、収益的収支予算と資本的収支予算の区分計上や決算書類の充実化が図られるが、帳簿整理に伴う開始貸借対照表の作成など事務コストの側面でも課題が残されている。

III 社会福祉法人による介護施設と会計制度

1. 社会福祉法人が設置できる介護施設とその内容

社会福祉法人は、社会福祉法によって規定され、「社会福祉事業の主たる担い手」（第24条）として社会福祉事業を行う法人である。

社会福祉法上、社会福祉事業は第1種・第2種に区別される。第1種社会福祉事業は、原則として、国、地方公共団体とともに社会福祉法人が行うことのできる社会福祉事業である（第60条）。

この社会福祉事業は多岐にわたり、介護施設に限ってみても、社会福祉法人はそのほとんどの設置主体として重要な役割を演じている。とくに、老人福祉法で規定される施設サービス（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム）は、その9割弱が社会福祉法人によつて経営されている（厚生労働省、2002aより推計）。

また、社会福祉法人は、介護保険法で指定介護老人福祉施設として位置付けられた特別養護老人ホームの代表的な設置主体である。最近の調査によれば、特別養護老人ホームは他の介護施設と比べてきわだった伸び率を示し、老人ホーム定員総数456,293名のうち特別養護老人ホームは319,849名と入所定員の70.1%を占めている（厚生労働省、2002b）。なお、特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人のうち約半数がショートステイやデイサービスなどの第2種社会福祉事業を展開している（全国社会福祉施設経営者協議会）。

2. 特別養護老人ホームの決算に影響を与える会計規制

一般的に、社会福祉法人の会計制度は、3つの大きな区切りでとらえられる。つまり、1953（昭和28）年3月から始まる社会福祉法人会計要領の時代、1976（昭和51）年1月から始まる経理規程準則の時代、そして2000（平成12）年4月から始まった社会福祉法人会計基準（以下、会計基準）の時代である（松倉、2002, pp.59-61）。この会計基準は、介護保険法の施行と軌を一にして導入された。

2000（平成12）年2月に出された旧厚生省（以下、とくに断らない限り厚生省）の通知「社会福祉法人会計基準の制定について」（社援第310号）では、会計基準の基本的な考え方、骨格、運用上の留意点が次のように列挙された。

まず会計基準の基本的な考え方は、①法人単位での経営、②損益計算の考え方の採用、③高い公益性を踏まえた内容、④基準に基づく法人ごとの経理規程が唱われた。この考え方につき、会計基準は、①法人単位の会計単位、②会計単位の内部に施設ごとの経理区分の設置、

③損益計算の考え方の導入、④減価償却制度の導入、⑤資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表および財産目録という計算書類の体系、⑥資金収支計算書、事業活動収支計算書には経理区分ごとの内訳表を添付する、という骨格が示された。

会計基準の通知後、同年3月には、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長名で、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(老計第8号)が通知された。ここで指定介護老人福祉施設等とは、指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所を指す。この通知の中で示されたのが「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」(以下、指導指針)である。社会福祉法人は、原則として会計基準にしたがって決算書類を作成する。ところが、介護保険法で指定介護老人福祉施設として位置付けられた特別養護老人ホームを設置・経営する社会福祉法人はまた、会計基準か指導指針に基づいて会計処理を行うことが求められたのである。

つまり介護施設を経営する社会福祉法人では二つのルールが適用されることになった。両者の間で相違点が見られたことから、同年4月、厚生省は『社会福祉法人会計基準』及び『指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針』による会計処理について」という事務連絡を行った。しかしこの事務連絡の内容は、一度も決算を経ることなく、同年12月19日付通知『社会福祉法人会計基準』及び『指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針』等の当面の運用について』(社援施第49号、老計第55号、以下、当面の運用)に置き換わり(前記事務連絡は廃止)、特例措置として社会福祉法人にして介護老人福祉施設として指定を受けた施設の会計処理の弹力的運用が図られた。

ここで会計基準と指導指針との間で認識される代表的な相違点を、計算書類、会計区分、勘定科目に限定して挙げれば次のようになる。

[計算書類]

会計基準 資金収支計算書 事業活動収支計算書 貸借対照表 財産目録

指導指針 収支計算書 事業活動計算書 貸借対照表

当面の運用

- ・収支計算書を資金収支計算書、事業活動計算書を事業活動収支計算書に読み替
- ・会計基準または指導指針のどちらか一方の計算書類を作成するだけで可
- ・どちらを選択するかは各法人の裁量

[会計区分]

会計基準 社会福祉事業・公益事業・収益事業別

指導指針 介護保険事業にかかるものは当該事業拠点別に区分

当面の運用

- ・指導指針で計算書類を作成する場合、複数の事業拠点を有する法人は総括表をもって作成することも可

〔勘定科目〕

会計基準 中区分の科目は適当な科目を追加または省略できる

事例 大区分〔介護保険収入〕－中区分〔介護保険収入〕

大区分〔利用料収入〕－中区分〔利用料収入〕〔利用者負担金収入〕

指導指針 科目の変更に関する規定はない

当面の運用

- ・会計基準に従った計算書の場合、指導指針で示された勘定科目を活用できるように置き換え、中区分、小区分として設けることが望ましい

事例 大区分〔介護保険収入〕－中区分〔介護福祉施設介護料収入〕－小区分〔介護報酬収入〕〔利用者負担金収入〕〔基本食事サービス料収入〕

当面の運用が通知された後、2001（平成13）年2月に、「『社会福祉法人会計基準』及び『指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針』等の運用に関する疑義回答について」が事務連絡された。これは当面の運用でさえ、なお疑義がもたれる事項について回答されたものである。この中から、計算書類、会計区分（とくに総括表）、勘定科目に関する回答内容の骨子は次のとおりであった。

〔計算書類の選択について〕

- ・異なった計算書類が混在することはやむを得ない。ただちに統一する考えはない。

〔総括表の作成について〕

- ・法人がどのような視点から法人全体の財務状況を分析するかは法人が判断することで、総括表は法人の自主性に基づいて作成し、行政が指導するものではない。

〔勘定科目の置き換えについて〕

- ・会計基準の勘定科目を指導指針の勘定科目に置き換える方向での処理を望む。

これらから、社会福祉法人のうち、介護老人福祉施設として指定を受けた施設は、指導指針に基づいて会計処理を行うよう求められていることがわかる。

3. 決算書類の開示例

特別養護老人ホームを設置している社会福祉法人の決算書類は、他の組織体（地方公共団体・医療法人、有料老人ホームを設置している株式会社等）に比べれば、比較的入手しやすい状況にある。

しかし提供された決算書類は、各法人で書式が異なっており、法人の規模や事業数に応じて、その情報量に大きな差異が見られる。たとえば、特別養護老人ホームのみを設置している比較的小規模な社会福祉法人でさえも、決算書類は、事業区分ごとに作成され、提供を受けた決算報告書はA4サイズで合計54枚にものぼる。

なお、入手できた法人に限ってみれば、作成されている計算書の名称や種類から、そのほとんどが会計基準に準拠して決算書類を作成していると考えられる。

4. 現状と課題

以上のように、社会福祉法人の会計制度は、会計基準を原則としつつも、介護老人福祉施設として指定を受けた施設の会計は、指導指針に基づいて行うよう求められている。

現行制度上の現状を見れば、まず、会計基準にしても取扱指針にしても、利用者の観点からの会計制度というよりは、依然として経営管理あるいは行政への報告に力点を置いた内容になっている点である。理解しやすい会計を目標にした会計制度変更であったが、会計情報の受け手は誰かという視点が必ずしも明確ではない。次に、制度上、二つのルールが存在している点も検討課題になるだろう。会計処理に関する規制は指導指針が大きな影響力を持つが、会計基準とは部分的に異なる点が見られ、いまだに解決されていない。このことが実務における混乱を引き起こす要因になるだろうし、そういった状態で会計情報が公表された場合、社会福祉法人相互の比較可能性を損なう恐れもあるように思われる。

IV 医療法人による介護施設と会計制度

1. 医療法人が設置できる介護施設

医療法人とは、「病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団」（医療法第39条）をいう。介護老人保健施設と療養病棟等を有する病院または診療所（療養型医療施設）は、介護保険法上の介護施設となる。

医療法人の業務は、病院、診療所および介護老人保健施設の開設・運営といった医療業務のほかに、これらの業務に支障のない限り、医療法第42条第1項で掲げられている業務が認められている。これらの業務において、1994（平成6）年にケアハウス、1997（平成9）年にグループホームの開設が認められるようになった。これは新・高齢者保健福祉推進10か年計画戦略の達成という目的のもとで、保健、医療、福祉の連携を図る視点から医療法人の業務の範囲が拡大させてきているためである。

このように医療法人が設置できる主な介護施設は、介護老人保健施設、療養型医療施設、軽費老人ホーム、グループホーム、および都道府県知事への届出によって設置することができる有料老人ホームである。これらのうち介護老人保健施設と療養型医療施設において、設置主体としての医療法人が占める割合がそれぞれ7割を超えており、他の設置主体と比べて圧倒的に高い（表「主な老人介護施設」参照）。これは介護老人保健施設については、その開設が医療法人の本来の業務の一つであり、療養型医療施設については、設置主体が病院または診療所でなければならないためである。そこで本章では、医療法人が設置できる介護施設のうち、介護老人保健施設と療養型医療施設を中心に検討していく。

2. 医療法人の決算に影響を与える会計規制

(1) 医療法人の決算に影響を与える会計規制

医療法53条は、医療法人の会計期間を原則として4月1日から翌年3月31日までの1年と定めており、同法第51条で、医療法人は毎会計年度終了後、2か月以内に決算を都道府県知事に提出しなければならないとしている。医療法人が作成しなければならない決算書類は、財産目録、貸借対照表および損益計算書であり、医療法人の債権者はこれらの決算書類を閲覧することができるとしている（医療法第52条第1項）。

ところで、医療法人の決算を直接規制する会計基準はない。1986（昭和61）年の各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」によれば、原則として病院については病院会計準則を、老人保健施設については老人保健施設会計・経理準則（以下、会計・経理準則）に基づいて決算書類を作成するものとしており、これは介護保険導入にともなって名称が変更されても引き継がれている。診療所については、医療法人が単一の診療所のみを開設している場合には病院会計準則を適用することが望ましいとされているが、複数の診療所を開設している場合には、原則として病院会計準則に準じることとしている。また、病院会計準則でも介護老人保健施設会計・経理準則でも、会計は事業ごとに別個の処理をしなければならないとされている。したがって、医療法人の決算書類は、施設ごとおよび業務ごとに作成された決算書類を最終的に総合して作成されることになる（杉山・石井、1997, p.37）。

(2) 療養型医療施設の決算に影響を与える会計規制

療養型医療施設の会計については、原則として病院会計準則が適用される。これは療養型医療施設の設置主体は病院または診療所であるからである。病院会計準則は開設主体にかかわらず、すべての病院に適用される会計基準として1965（昭和40）年10月に制定された。その目的は、「病院の経営成績及び財政状態を適正に把握し、病院経営の改善向上に資すること」（病院会計準則第1条）であり、企業会計方式を採用した内容となっている。

病院会計準則において、病院が作成すべき財務諸表は、損益計算書、貸借対照表、利益金処分計算書または損失金処理計算書、および付属明細表であり（病院会計準則第2条）、会計期間は1年である（病院会計準則第5条）。原則として、病院事業の会計と、看護師養成事業その他の付帯事業の会計は、別個に処理しなければならないとされているが、付帯事業の会計が著しく小規模で重要性の乏しいものについては、病院事業の会計に含めることができるとしている（病院会計準則第6条第1項）。会計の区分は、各病院および各診療所といった施設単位であり、複数の施設を開設している場合には、最終的にそれらを総合した財務諸表を作成することとされている（病院会計準則第6条第3項）。

ところで、療養型医療施設は、病院または診療所の療養病床の一部が介護保険法上の介護施設として認められたものである。したがって、病院または診療所が有する療養病床は、介護保

険適用部分と医療保険適用部分に区分される。しかし、病院会計準則は1983（昭和58）年以降、改正されておらず、介護保険を踏まえたものとなっていない。そのため医療業務と介護業務の会計が混同されてしまい、介護施設としての会計が明確にならないという問題が生じている。

（3）介護老人保健施設の決算に影響を与える会計規制

介護老人保健施設の会計については、原則として会計・経理準則が適用される。しかし、「特に支障がない場合には、病院会計準則等（社会福祉法人経理規程規則を除く）を適用しても差支えない」（会計・経理準則第2条第1項）としている。会計・経理準則は、介護保険法の施行にあたり、従前の老人保健施設会計・経理準則を改めたものであり、名称等が変更されているだけで、内容的にはほとんど変わらない。

会計・経理準則において、介護老人保健施設が作成すべき財務諸表は、損益計算書、貸借対照表、利益金処分計算書または損失金処分計算書、および付属明細表であり（会計・経理準則第2条第2項）、会計期間は1年である（会計・経理準則第5条第1項）。なお、損益計算書は多欄式で、介護サービス事業別に区分されており、これが様式上の大きな特徴である。

3. 医療法人による介護施設の決算書類の事例

医療法人による介護施設の決算書類は非常に入手しにくい。このことから医療法人が決算書類の開示に積極的ではないことが伺える。ここでは唯一入手できた医療法人の決算書類の事例を紹介するが、入手できたのは金額部分が消された項目部分だけである。

当該医療法人の決算書類は、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費および利益処分案である。この他に、当該医療法人が経営している介護老人保健施設の損益計算書が添付されている。貸借対照表、損益計算書および利益処分案は、項目が異なるだけで、企業会計方式のものとほぼ同じである。販売費及び一般管理費は、損益計算書の販売費及び一般管理費の部分の詳細を明らかにしたものである。介護老人保健施設の損益計算書は、事業別に区分された多欄式のものである。しかし、会計・経理準則別表第2で示されているものと若干異なり、収入高から売上原価を差し引いて収入総利益を算出し、そこから一般管理費を差し引いて営業利益を算出している（会計・経理準則別表第2では、売上原価と一般管理費を区別しないで、施設運営事業費用としている）。

4. 現状と課題

最後に、医療法人による介護施設の会計の現状と課題について検討する。

第1に、現時点において、医療法人の決算を直接規制する会計基準が存在しないという問題がある。その結果、医療法人の営む業務が複数の場合、施設ごとに異なる会計基準で決算書類が作成されるので、それを総合して医療法人の決算書類を作成する際の方法が不明確となってしまう。医療法人会計基準の検討は進行中であるが[1]、早期の成立・施行が必要である。

第2に、現行の病院会計準則では、療養型医療施設における決算内容が明らかにならないという問題がある。すなわち、療養型医療施設の場合、その会計が病院または診療所の決算に含ま

れてしまうので、介護施設としての決算内容が明確にされない。介護関連情報の明確化とともに、病院会計準則の早期見直しも必要である [2]。

第3に、病院会計準則および会計・経理準則には、報告対象として施設利用者が明示されていないという問題がある。医療法においても同様である。これは当初から施設利用者への開示という考えがなかったことを意味しており、決算書類が入手しにくい理由もそこにあるのだろう。介護施設は、施設利用者が納めている介護保険から収入を得ている以上、アカウンタビリティの観点からも施設利用者を対象とした報告が必要ではないかと思われる。

V 株式会社等による介護施設と会計制度

ここでは、株式会社が設置する老人介護施設を検討する。当スタディ・グループの研究対象は非営利組織体であるが、非営利組織体に企業会計的手法がとり入れられようとする現下の動向を勘案すると、すでに企業会計にのっとった会計を行っている介護サービス提供主体（すなわち株式会社が設置する有料老人ホーム。以下、ここでいう有料老人ホームとは、株式会社によるものをいう）の会計を検討することは、非営利組織体の老人介護施設の会計を考察する際に有用と思われる。

1. 株式会社が設置する老人介護施設

(1) 民間による介護サービスの必要性

民間介護サービス市場は高齢化の進展とともに発展し、4.3兆円（厚生省、2000, p.139）もの大産業となっており、民間企業にとって魅力的な市場になっている。また、現代の高齢者は生活の豊かさの進展とともに、介護期においても様々な質の高いサービスの提供を望むようになってきており、利用者にとっても、民間によるきめ細かなサービスの提供が求められている。さらに、行政改革、民活導入という面からも民間による介護サービスへの期待が高いなど、民間営利組織による介護サービスの必要性は大きい。

(2) 有料老人ホームの現状

株式会社が設置する介護施設には、表「主な老人介護施設」のとおり多様であるが、本章ではこのうち設置主体を株式会社とする割合が最も高い施設である有料老人ホームについて検討する。有料老人ホームは、この10年間に倍増して現在350か所に及んでおり、その設置主体の6割が株式会社である（厚生労働省、2002）。ここでは、民間のメリットを生かして入所者のニーズに応じた多様なサービスが提供されている。

有料老人ホームには、同一ホームで重度の介護まで行う介護付型から介護が必要になった場合には契約を解除する健康型まで様々なタイプがあるが、今後ますますニーズが高まると考えられる介護付型について見ると、その設置者の多くが株式会社である。株式会社を設置主体とする有料老人ホームが高齢期における施設介護に果たす役割は大きく、その分責任は重い。

2. 有料老人ホームの決算に影響を与える会計規則等

(1) 決算情報開示の必要性

有料老人ホームに関する行政の関与には、老人福祉法第29条に基づく事前届出、第30条に基づく（社）全国有料老人ホーム協会による自主的な取組み、および厚生労働省の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（以下、標準指針）や各都道府県の「有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づく行政指導等があり、サービスの質の確保に努めている。

しかし他方、倒産する有料老人ホームも出てきている〔3〕。入居者の多くは有料老人ホームを終の棲家とし、多額な一時金を払うことになるので、サービスの質の確保とともに経営の安定性、継続性が求められる。とりわけ終身利用と言う点を勘案すれば、ゴーイング・コンサーンに関する情報は入居者および「将来入居者」〔4〕にとって極めて重要なものである。

(2) 会計に関する規則

現在、有料老人ホームの会計のみを対象とした統一的な基準や規則は存在せず、通常の企業会計原則、商法、証券取引法が適用されることになる。この他、厚生労働省の標準指針において、「8(4) 経理・会計の独立」（有料老人ホーム以外の事業経営も行っている場合は、有料老人ホームにかかわる経理・会計を区分し、他事業に流用しない）、「9利用料等」（家賃相当額、介護費用、食費・管理費等の取扱い）および「11情報開示」（損益計算書、貸借対照表等の入居者・入居希望者への閲覧など）といった点についての言及がなされている〔5〕。しかし、下記に見るように決算情報の開示は不十分であり、利用者の意思決定のための情報開示となっているとは言いがたい。

3. 有料老人ホームにおける会計の決算情報開示の現状－収支構造と決算情報開示

(1) 収支構造の現状

有料老人ホームの主な契約形態としては、終身利用権型（入居一時金を支払い、専用居室および共用部分についての終身の利用権を取得する施設）と、賃貸型（家賃相当額を月々の利用料に含めて支払い賃貸する施設）がある（全国有料老人ホーム協会、1993、p.11）。

入居一時金（500～5000万円程度）には、前受金と預り金とが含まれる。その取扱は施設によって異なるが、例えば、入居一時金の一定割合を控除した後の金額を予測平均余命で均等割りし、予想年より早く退去（または死亡）した場合には当該金額を返還金とするというケースなどがある〔6〕。入居者はこのほか、月々の利用料（管理・運営費、食費等。平均16万円/月程度）を支払うことになる（厚生労働省、2002c）。

施設側の主な収入源である一時金は、施設建設時の費用等に、また、利用料収入は人件費等のランニング・コストに充当する。

(2) 決算情報開示の現状

有料老人ホームの決算情報の開示には、証券取引法に基づくものと、「指導指針」等に基づくものがある。前者は有価証券報告書による開示がなされているが、後者については決算情報の

利用に制約がある。また、前者は、建設会社が設置する場合のように「有料老人ホームのほかに主たる事業があるケース」と、介護関連事業の会社が設置する場合のように「有料老人ホームを主たる事業とする（あるいは、主たる事業の一つとする）ケース」で開示形式が異なる。

ア. 証券取引法に基づく開示

【有料老人ホームのほかに主たる事業があるケース】

建設会社であるミサワホームでは、有料老人ホーム「マザーステーション南柏」を設置している。有価証券報告書を見ると、建設事業の会計情報の中に有料老人ホームの会計情報が含まれ、財務諸表から有料老人ホームの情報を読み取ることはできない。例えば、入居一時金は流動負債の「前受金」に含まれ、月々の利用料収入は営業収益の「完成工事高」に、サービス提供等にもなる支出は営業費用の「完成工事原価」に含まれる等の処理が行われている。

【有料老人ホームを主たる事業とする（あるいは、主たる事業の一つとする）ケース】

カンパニー制により通信教育事業等を展開するベネッセでは、シニア・カンパニーの子会社が有料老人ホーム「ベネッセホームくらら」等を設置している。有価証券報告書を見ると、セグメント情報の中で施設数や当該カンパニーの売上高等が開示されている。

イ. 「指導指針」等に基づく開示

有料老人ホームを設置する株式会社Hでは、貸借対照表の固定負債に「長期入居前受金」が、流動負債に「入居前受金」が計上されている。損益計算書の事業収益に「入居金収入」「健康管理収入」「介護保険収入」などが、営業費用に「人件費」「食材仕入」などが計上されている。しかし、決算書類は一般に公開されておらず、当該施設か有料老人ホーム協会を直接訪問すれば閲覧のみによる利用が可能となっている。

4. 課題

(1) 「将来入居者」への決算情報開示の根拠についての検討

まず、入居者については施設設置・運営者との間に入居一時金等を介した委託・預託関係があるととらえて、これを決算情報開示の根拠とすることが可能であろう。しかし、「将来入居者」への決算情報開示の明確な根拠については今後検討する必要がある。例えば、有料老人ホームは高齢期の生活保障としての役割を担う半公共的性格を持つものと位置付けて考えることもできよう。そうであれば、「将来入居者」が高齢期における生活の場の選択にあたり、適切な意思決定ができるよう公的に決算情報の開示を担保する必要がある。このため、社会的インフラ整備として決算情報の開示を制度化することも考えられて良かろう。決算情報の開示は、利用者にとって有用であるのみならず、有料老人ホームへの適切な評価にもつながるものである。

(2) 他の介護施設との決算情報の比較可能性の確保

有料老人ホームのほかに主たる事業がある場合、主たる事業と有料老人ホームとを区分した決算情報を開示し、利用者が当該ホームの経営状況を把握できるようにする必要がある。また、開示にあたっては有料老人ホーム間での決算情報の比較を可能にするとともに、他の設置主体

による入居型介護施設の決算情報とも比較できるように、介護施設の会計にかかわる諸概念と決算書様式の統一も視野に入れながら検討する必要がある。

(3) その他

近年、NPO（特定非営利活動法人）やPFI（民間資金活用による公共事業）といった新しい主体による介護施設が設置されるようになってきた。これらの会計処理・決算書類も視野に入れて、介護施設の会計について検討する必要がある。

おわりに：現状と課題

いまここで、会計制度を含めて介護施設をめぐる現状をまとめれば次のようになる。

まず、介護施設の多様性とともに、設置主体も多様であり、このことはまた会計制度の多様化も生むことになる。とくに介護関連情報に関して、地方公共団体、社会福祉法人、医療法人、株式会社の間で統一的な情報が得られない現状にある。

また個別の設置主体の決算書類に限ってみても、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の決算書類の作成では会計基準と指導指針が、事実上、ダブルスタンダードとして存在する。介護老人保健施設においても会計・経理準則での作成が原則ながら、病院会計準則での作成も認められている。

報告対象の面では、厚生労働省の通知には介護保険適用サービスを提供する実施主体別の決算書類の参考例が示されているものもある（老振発18号）。しかしそこでは報告対象は特定されていない。また、介護老人保健施設会計・経理準則および病院会計準則では利用者に対する報告の必要性は明示されていない。

介護保険法に限定してみると、介護保険の利用者は「介護認定」という単一のモノサシで介護度が認定される。一方、サービスの買い手である施設利用者等には、サービスの質に関する情報は整備されつつあるが、サービスの売り手を選択するための統一的な会計情報は入手しにくい状況にある。

会計がその組織体の活動目的に適って制度化されると考えれば、設置主体の違いによる会計制度の多様化は必然のことであろうし、その制度に基づいて発信される情報も多様なものになるだろう。他方、情報利用者の観点から考察すれば、設置主体にかかわらず、介護サービスの買い手としての施設利用者等にとって、その意思決定に役立つ比較可能な会計情報が必要になるだろうと思われる。しかし、現行制度においては、依然として残る会計情報の入手困難性、あるいは情報開示方法から見て、外部情報利用者の視点で会計情報が作成されているとは考えにくい。少なくとも設置主体間で比較可能な会計情報を入手することは困難な状況にある。

このような現状を踏まえた上で、一方で、介護施設からの会計情報の公開を促進する方策を検討する必要があり、そのために何らかの理論の構築が必要であるとすれば、それは何かを考

察しなければならないであろう。他方で、会計情報の内容に関して、各設置主体にかかる比較可能な統一的会計情報の基準の必要性の有無、あるいは少なくとも、現行制度下、提供された情報から比較可能な情報を読み取る手法を考察しなければならない。これらをめぐる検討は第2年度に譲ることにする。

[付記]

日本社会関連会計学会2002年度全国大会において、國部克彦、木下照嶽両先生、またコメンテーターをお引き受けいただいた松尾聿正先生から、今後の研究に役立つ示唆に富む質問・コメントを頂戴した。記してお礼申し上げる次第である。

注

1. 四病院団体協議会・病院会計準則研究委員会が「医療法人会計基準」の必要性を主張するとともに、その試案を公表している（四病院団体協議会・病院会計準則研究委員会、2002, p.4および資料2）。
2. 病院会計準則については介護の視点からだけでなく、現代の病院は医療・介護・福祉を統合したヘルスケアというマーケットの中で活動していること、および企業会計制度の変化とともに伴う対応という点からも見直しが必要とされている（井出、2002, pp.351-352）。
3. 有料老人ホーム「サンライズ・ヴィラ」を経営する緑風苑の倒産（朝日新聞1999年）等。
4. ここでいう「将来入居者」とは、入居検討者より広く、要介護家族を持つ層や高齢期への不安を持つ層（およそ40歳代以降）で人口の52%を占める（総務省統計局、2001, p.3）。
5. なお、有料老人ホームが都道府県の事業者指定を受けた場合には、指定特定施設入所者生活介護として介護保険適用のサービスを供給できるので、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」の定めに従う。この場合、会計区分ごとに収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表等を作成し、整備することとなる。
6. 返還金の計算方法には例えば $(\text{入居一時金} \times 95\%) \times ((180\text{か月} - \text{入居月数}) \div 180\text{か月})$ がある（光ハイツ・ヴェラス、2002, p.3）。

参考文献

- 井出健二郎（2002）「病院会計制度改革の論点」現代会計研究会編『現代会計研究』所収、pp349-358。白桃書房。
- 介護保険における介護老人福祉施設等の会計処理の手引編集委員会（2002）『介護保険における介護老人福祉施設等の会計処理の手引』中央法規。
- 介護老人保健施設関係法令通知集編集委員会（2002）『介護老人保健施設関係法令通知集・平成14年版』中央法規。
- 厚生省監修（2000）『厚生白書（平成12年版）』ぎょうせい。
- 厚生労働省（2002a）『平成12年介護サービス施設・事業所調査の概況』<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service00/index.html>
- 厚生労働省（2002b）『平成13年度社会福祉行政業務報告の概要』<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/01/index.html>
- 厚生労働省（2002c）『第6回社会保障審議会介護給付費分科会資料』

- 杉山幹夫・石井孝宜（1997）『新版医療法人の会計と実務〔改訂増補版〕』同文館。
- 総務省統計局編（2001）『平成12年国勢調査抽出速報集計結果』日本統計協会。
- 全国社会福祉施設経営者協議会（2000）『全国経営協会員法人基礎調査報告書』
- 全国有料老人ホーム協会（1993）『有料老人ホーム会計基準策定に関する報告書』
- 地方公営企業制度研究会編（1995）『やさしい公営企業会計』ぎょうせい。
- 地方公営企業制度研究会編（1997）『地方公営企業の概要』財団法人地方財務協会。
- 中央法規出版編集部編（2001）『新版社会福祉用語辞典』中央法規。
- 東京市政調査会研究部（1999）『高齢者福祉行政の課題と展望－公的介護保険制度をめぐって－』財団法人東京市政調査会。
- 松倉達夫（2002）「社会福祉法人の会計」杉山学・鈴木豊編著『非営利組織体の会計』所収, pp.59-85。中央経済社。
- 光ハイツ・ヴェラス（2002）『光ハイツ・ヴェラス琴似事業概要』
- 四病院団体協議会・病院会計準則研究委員会（2002）『病院会計基準等の見直しに関して（中間報告）』
- 和田八束・野呂昭朗編著（1992）『現代の地方財政』有斐閣ブックス。

主な老人介護施設

種類	制度化年	制度化開始法	制度化時の目的	現行規制法	設置主体	入所者数	施設数	設置者	設置比率	介護保険法での目的
特別養護老人ホーム	1963年	老人福祉法	65歳以上の者であるために、身体的・精神上または機能上著しく不適応な状態にある者に対する保護と、食事等の生活上の介護を行うこと（第11条）	老人福祉法	地方公团・社会福祉法人	296,082(介護)	4,463(介護)	地方公团・社会福祉法人	12.7% 87.2% 0.1%	特別養護老人ホームに人所する要介護者は、食事等の生活上の介護を行うこと（第12条）
通 護 老 人	1963年	老人福祉法	65歳以上の者であつて、身体上もしくは精神上もしくは経済的理由によつて、自宅において生活上必要な便宜を供与する者の取扱い（第11条の4第3項）	老人福祉法	地方公团・社会福祉法人	64,026	949	地方公团・社会福祉法人	51.0% 43.9% 0.1%	特設老人ホームに人所する要介護者は、食事等の生活上の介護を行うこと（第12条）
低 費 老 人 ホーム(A型)	1963年	老人福祉法	65歳以上の者であつて、身体上もしくは精神上もしくは経済的理由によつて、自宅において生活上必要な便宜を供与する者（第11条の4第4項）（身寄りがない者、家族との同居が困難な者）	老人福祉法	地方公团・社会福祉法人	13,698	246	地方公团・社会福祉法人	7.7% 92.3%	特設老人ホームに人所する要介護者は、食事等の生活上の介護を行うこと（第12条）
緊 護 老 人 ホーム(B型)	1972年	老人福祉法	同上(自炊のできる程度の健康状態にある者)	老人福祉法	地方公团・社会福祉法人	1,380	38	地方公团・社会福祉法人	23.7% 76.3%	特設老人ホームに人所する要介護者は、食事等の生活上の介護を行うこと（第12条）
緊 護 老 人 (ケニアハウス)	1989年	老人福祉法	同上(身体機能の低下等が認められる者は、不安全が認められる者であつて、家庭による援助を受けることが困難な者)	老人福祉法	地方公团・社会福祉法人	40,990	1,160	地方公团・社会福祉法人	2.0% 97.2% 0.1%	特設老人ホームに人所する要介護者は、食事等の生活上の介護を行うこと（第12条）
ゾループ(痴呆老人対応型老人生活援助施設)	1997年	老人福祉法	措置を受けた者、または介護保険法に規定による痴呆対応型共同生活介護施設にかかる者等における生活の支援を行うこと（第52条の2）	老人福祉法 (第52条の2) 老人居宅介護支援事業	地方公团・社会福祉法人	5,450(介護) (参考: 利用者数) (届け出)	675(介護)	地方公团・社会福祉法人 NPO 株式会社 その他	3.6% 37.5% 31.1% 21.2% 1.2%	要介護者であつて痴呆の状態にあるもの(当該痴呆に伴つて著しい行動異常がある場合を除く)の原因について、その虫居同居生活における入浴、介護、食事等の介護を行うこと（第7条）
介護老人保健施設	1986年	老人保健法	痴呆等により、唐突に起きたときにつき自身の生活に支障を及ぼす者等のための生活の支援を行うことを目的とするもの（第6条）	介護保険法	地方公团・社会福祉法人	213,216(介護)	2,657(介護)	地方公团・社会福祉法人 医療法人 医療機関等	5.4% 15.8% 73.0% 5.7%	看護学的な管理の下における介護及び機能訓練の実施が、日常生活上の世話をを行うこと（第7条）
療養型医療施設	1992年	医療法	病院の病床のうち療養の必要のある患者の生活を定める下における介護を行うことを目的とするもの（第6条）	医療法	病院・診療所	102,996(介護)	3,362(介護)	地方公团・社会福祉法人 医療法人 医療機関等	4.2% 70.7% 1.2% 24.0%	入院する要介護者に対する施設サービスの計画的に基づいて、施設の管理、看護、医学的管理の下における介護を行うこと（第7条）
有 料 老 人 ホーム	1963年	老人福祉法	常時10人以上にわたる老人を收容し、給食その他の日常生活上必要な便宜を供与する者の運営であつて、老人福祉施設でないもの（第29条）	老人福祉法 (介護)	老人福祉法 (介護)	26,616	350	社会福祉法人 医療法人 医療機関等 NPO その他	8.6% 0.3% 14.9% 73.1% 3.1%	入所する要介護者等に对于して、施設サービスの計画的に基づいて、施設の管理、看護、医学的管理の下における介護を行うこと（第7条）

注1：入所者数、施設数、設置者、設置比率（設置比率は「平成12年社会福祉施設等調査」および「平成12年介護サービス施設等調査」による）
 注2：（＊）は日本赤十字社、厚生（医療）業界協会連合会、健東連合会、日本公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保障労働組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、国民健康保険組合および国民民衆健康保険組合連合会、全国社会保障労働組合連合会